

## 令和2年第7回稲城市教育委員会定例会

1 令和2年7月17日、午前10時から、議会会議室において、令和2年第7回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）  
今泉 浩史  
城所 正彦  
澁谷 香織  
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎  
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第27号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第5 第28号議案  
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」
- (6) 日程第6 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和2年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は澁谷委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告については、各課長より報告いたします。

### 〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1　教育委員会後援名義について  
2　令和2年7月東京都市教育長会庶務課長会定例会について  
3　学校開放事業について  
4　新型コロナウイルス感染症関係について

学務課長 　1　令和2年6月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2　令和2年度第1回学事・保健・給食担当課長会について  
3　令和2年度児童・生徒数、学級数（令和2年7月1日現在）について

指導課長 　1　担当者事業について  
2　推進事業について  
3　研修事業について  
4　学校訪問事業について  
5　その他について  
6　教育センター関係について

生涯学習課長 　1　社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 文化財の保護と普及について
- 4 生涯学習推進事業について
- 5 学校施設コミュニティ開放事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況について
- 7 令和2年6月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 令和2年度1学期学校給食開始について
- 2 令和2年度東京都市学事・保健・給食担当課長会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域との連携について
- 6 学校との連携について
- 7 視察・取材について
- 8 図書館の利用状況(令和2年6月)について

教育長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第27号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本件については、令和2年度から学校給食費を公会計化したことに伴い、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細は、学務課長より説明いたします。

学務課長

議案概要説明書からご覧いただければと思いますが、記載されている内容ですが、公会計化に伴いまして、従来、調理場運営委員会には監査委員というものがありましたが、今度、市の監査の対象となりますので、監査委員がこの調理場運営委員会には置かれなくなるという説明になります。

その1ページおめぐりになりまして、4ページの新旧対照表をご覧いただけますでしょうか。併せてお手元に送付いたしました学校給食共同調理場運営委員会規則を併せてご覧いただければと思います。

4条のところですが、前条第2項から、旧規則としましては、「2項第1号から第6号まで」ということで、それぞれ小中学校の役職の委員の方の記載があるわけですが、こちらが任期が旧規則では、1号から6号という規定を持ってございました。これは7の学識経験者を現状では、2年間の任期として委任をして委員についていただいているのですが、これは、

1号から6号というふうに限定されておりましたので、これは改めまして1号から6号までという規定を省くような形となっております。

それから5条でございますが、先ほど説明いただきましたとおり、私会計から年度公会計に学校給食費の年度会計が移行しましたので、監査委員の規定が削除される形となっております。それは、第5条の1項、それから4項について削除して、新しいほうの規則となっているという形になります。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 監査委員の規定については、ご説明でよく分かりました。もう一点の(7)の学識経験者の任期規定が外れていたのをこれも含めるように、改善という点についてなんですけれども、ちょっと今のご説明だけでは、分からない部分があるかなと、私自身思っているんですが、なぜ今まで、学識経験者についての任期規定がなかったというふうに認識されてますか。

教育長 学務課長。

学務課長 これは、具体的には市内であれば駒澤学園に協力をいただいておりますが、大学の都合というような形も考慮されて、2年という規定を設けていなかったのではないかと思います。しかしながら、ここしばらくの間、2年ということで職務に就いて頂いているところであり、改めるものでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。そうしますと、立ち上げのときは、学識経験者はそれなりの特性が、ほかの1～6号の方とは違った立場から出てきていることから、2年という規定は定めていなかったけれども、現状では2年になっているというそういう流れがあってというふうに、今ご説明からそういうことかなと理解したところですけど、そういったことでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

そうしましたら、最初のご説明のときに「今までこういう流れでこうだったけれども、現状から必要なかった」とそういったことで規定から外すという、そのところのご説明を頂いたほうがよかったかなというふうには考えておりますけれども、でもそういったことということでしたら理解はできました。

結構です。

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第27号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって第27号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第28号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題といたします。

本件は、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき稲城市指定文化財の指定について、稲城市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出するものです。詳細は、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、今お手元にごございます第28号議案の裏面をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、本日教育委員の皆様にご審議いただきました後、ご承認を賜りましたらその後の手続として稲城市教育委員会から、稲城市文化財保護審議会に対する諮問の文書案ということで、ご参考までにお載せいたしました。

それでは、続きまして、机にごございます議案概要説明資料をご覧くださいませでしょうか。机上のほうをご覧くださいませと思います。申し訳ございません。

議案番号第28号、件名「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」でごございます。

稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要な文化財について指定文化財にしております。文化財の指定につきましては、その保存及

び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としております。

稲城市文化財保護条例第39条の規定では、市指定の有形文化財の指定については、あらかじめ審議会に諮問しなければならないとしております。この規定に基づき、下記の文化財2件を市指定有形文化財に指定することについて、稲城市文化財保護審議会に諮問するために本案を提出するものでございます。

令和2年度は、次に挙げます2点を指定できればと考えております。

1点目が常楽寺の飛天図及び龍図でございます。

2点目が富士講関係資料でございます。

それでは、続きまして、8ページ目をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、先ほどの提案理由にもございました稲城市文化財保護条例第39条についてお載せいたしました。

それではその裏、9ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、指定文化財一覧となっております。

それでは、10ページ目をご覧くださいませ。表になってございます、令和2年度の指定文化財候補一覧についてご説明申し上げます。

まず、指定候補の文化財として1点目、常楽寺の飛天図及び龍図でございます。

内容については、常楽寺阿弥陀堂の天井画でございます。年代は江戸時代の後期です。員数は9面となっております。種別は有形文化財（絵画）の種別でございます。

指定理由については、東長沼の常楽寺の阿弥陀堂の天井に描かれた飛天図及び龍図でございます。この絵は多摩郡関戸村、現在の多摩市関戸に位置します。こちらの絵師相沢五流が江戸時代後期（18世紀末期）に描いたものでございます。相沢五流は江戸時代後期に活躍した多摩地方を代表する絵師で、狩野派の影響を受けた作品を多く残しております。市内に現存する寺院関係の絵画のなかでは、歴史的価値が高く、保存状態も良好であるため、指定候補とすることが望ましいと考えております。

所有者は、宗教法人常楽寺でございます。なお、所有者様には稲城市文化財保護条例、第4条第2項に基づき、指定の同意を頂いているところでございます。

それでは、裏面の11ページのほうの写真をご覧くださいませと思います。写真の上のほうは、飛天図と龍図でございます。写真の上の部分が、ちょうど阿弥陀堂に入って入り口のほうです。下のほうは、奥のほうへと進んでいきます。ちょうどこちらは、阿弥陀堂に入ってすぐ天井を見上げて撮った写真でございます。真ん中に斎賀という飛天図で、比較的、極彩色と言われる鮮やかな色で描かれております。その左右にございます龍の4点ずつのものが、墨画となっております。真ん中の飛天図の大きさは、横約

2.72メートル、縦1.7メートル。それぞれの8面の龍図については、1面の大きさは、縦横ともに0.79メートルとなっております。

それでは、いま一度10ページへ戻っていただいて候補一覧の2点目をご覧ください。

富士講関係資料でございます。

内容については、富士講の儀式に使われた道具、衣装、文書資料等でございます。年代は、江戸時代～昭和10年代でございます。員数は89点ございます。種別は有形民俗文化財といたします。

指定理由といたしましては、富士講は富士山を崇敬し、参拝する講でございます。江戸時代から昭和10年代にかけて、矢野口地域を中心に講中が組織され、富士講が行われておりました。本資料は江戸時代後期から昭和10年代にかけて、富士講の講元をしていた家からの寄贈資料でございます。富士講の道具であったり、文書資料、装束、写真等の資料から構成されております。庶民信仰としての富士講の実態を示す重要な資料であり、歴史的・民族的にも価値が高いために、指定候補とすることが望ましいと考えております。

こちらの所有者は、稲城市教育委員会となっております。

それでは、いま一度12ページの写真をおめくりいただいて、ご覧いただければと思います。

一番上の写真が、富士講の道具、装束、文書資料でございます。下が富士講の写真。こちらは、富士講の参拝の後、記録の中では、観光を兼ねて白糸の滝に矢野口の富士講の皆さんが、観光してそこで撮った写真ということで記録されております。

それでは、私の説明は以上となります。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 質問と意見と1点ずつです。

まず、質問なんですけれども、こちらの矢野口の富士講の写真なんですけれども、この写真を指定するのか否か、指定予定なのかどうなのかというのを教えてください。

あと、もう1点。これ、意見なんですけれども、資料によると10ページ、11ページ、12ページにわたってるんですが、まず白黒になってしまうので、これだとなかなか我々が見ても先ほど、鮮やかなということとか、色がついているんだなというのは認識できたんですけれども、ぜひ、カラーでご用意いただくか、もしくは、カラーのものがあれば皆さんに閲覧させてい

ただいて、こんな鮮やかなきれいなものが、うちの市にあるんだなということ、これはぜひ、指定したほうがいいなというこちらの気分の高揚にもつながるのでぜひ、そのような形にしていただければと思います。

あと、サイズ感ですね。写真撮るときに、先ほど2.7メートルというふうに言われましたけれども、人が立ってたりするような写真もあればよろしいかなど。印刷して、あんまりページ数が多くなるようだったら回覧でも十分いいのかなというふうに思います。

同じことは、この富士講のほうの資料もそうですね。これで見ちゃうとどうしても、真っ黒な物があるというような状態になってしまいます。

以上、後半は意見でございます。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいま、頂きましたご質問にお答え申し上げます。

写真につきましては、こちらも含めて富士講関係資料ということで、指定文化財と一緒に併せていきたいと思っております。

続きまして、今回ご指摘いただきましたとおりで、なかなかイメージが湧かないという中で、大変皆様には分かりにくい資料であったかと反省しております。次回までにこちらのほうですね、カラーでお見せできるように準備を整えて参りたいと思っております。

また、今後、何か写真で示す資料の場合には、サイズ感が視覚的に見て分かるように、何かしら一つの基本の物を一緒に併せて写真に入れるということで、工夫を凝らして皆様に分かりやすい資料の提供、分かりやすい説明をさせていただければと思います。

大変失礼いたしました。

教育長 よろしく申し上げます。

ほかに。

澁谷委員。

澁谷委員 関連してですが、こちらをこの2件を指定することについてここで審議した後に、文化財保護審議会に諮問しますよね。そのときの資料も同じように白黒を利用するのでしょうか。ということをおそらくもう一度確認させていただきたいと思っております。私たちと同じような疑問がそちらに出てはいいかなものかと思っておりましたので、その辺についての今の予定とか、今後どうする、今泉委員の意見を受けて、どうするつもりかということについて、お聞かせいただけたらと思います。

教育長 生涯学習課長。



生涯学習課長　　今、澁谷委員からもご指摘いただきましたとおり、こちらの気づかない部分でございまして、こちらのほうは見ているということではあります、今回、皆様にお見せする資料、また、重要文化財保護審議会の委員さんに対してもですね、分かりやすく視覚的に、極彩色であるという特徴的な物がさらに分かるように、カラー刷りでご用意していきたいと思います。併せて次回の教育委員会的时候にも、写真をカラー刷りの資料ということで、こちらのほう配付して参りたいと思います。

大変失礼いたしました。

教育長　　澁谷委員。

澁谷委員　　ありがとうございました。

教育長　　ほかに。  
城所委員。

城所委員　　1点質問と、1点お願いと言うんですか、まず質問のほうからなんですけど。

富士講の関係ですけれど、89点資料があったということで、それが歴史的・民俗的に価値が高いというご判断だと思っておりますけど、保存状態はどんな状態なのかちょっと教えていただきたいのと、が1点。

それとあと、もう1点はですね、私、矢野口の住人なんですけど、矢野口だと講中って言って、富士山だけではなくて、榛名山であったり御岳山だったり、講中は別にもあるんですよ。そういったところで、富士山、最も日本で代表的な山ですから、富士講が一番資料としては価値があるのかもしれないですけど、そういった草の根的な講中もまだありますので、ぜひともその辺も今後掘り下げていただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

教育長　　生涯学習課長。

生涯学習課長　　ご質問いただきました保存状態でございますが、寄贈いただきました物は大変保存状態もよく、現在は矢野口収蔵庫の他、郷土資料室のほうにも保管しているところでございます。また、今後講中と言われる御岳山であったり榛名山といったその草の根的な講中につきましても、さらにいろいろ情報を収集して、稲城市内に存在するものであればそういった貴重な資料の提供等を調整して協議を進めて参りたいと考えております。

教育長 城所委員。

城所委員 この中でちょっと確認をしたかったのは、非常に私もこれは興味深いなと思ったんですけど、いわゆる文書資料というのは、解読できるようなものか、どんな内容のものが書かれているものなののでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の富士登山三十三度社中連名というようなこともありまして、いわゆる今回の参詣する皆さんのお名前であったり、あるいは経典、その場で読むという経典が、今お写真で見える限りでは一番手前にございます蛇腹になっておりますのが、経典でございます。あとは、資料の写真右上に台帳がいろいろありますが、これは行き帰りの道中で使った費用の領収証とそれを記録した出納簿などでございます。

城所委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。  
杉本委員。

杉本委員 それでは、常楽寺のほうと、それと富士講のほうと一つずつ、2点質問させていただきます。

飛天図と龍図の作者の相沢五流と言う方についてですが、作品を多く残していると議案概要説明書の指定理由のところに書いてありますけれど、市内にほかに作品があるのか、また、多摩地域で活躍されていた方のようにすけれど、近隣にどのくらいのどんな作品があり、またどのような評価を受けているのかについて聞かせてください。

もう1点、富士講につきましてですけれど、富士講というのは様々な大変多くの地域で同様の物がきっとあるんだろうと思いますけれど、石碑にあったと思うんですけれども、例えば都内の近隣地域、または都内で同じようにこの富士講の関係の物を指定文化財にしているという自治体があるかどうかについて、分かる範囲で結構ですのでお願いします。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ご質問いただきました、絵師相沢五流氏の市内におけるほかの作品ということでございますが、稲城市内には常楽寺の今回の飛天図及び龍図の作品のみとなっております。市外にほかの作品がどんな物があるかというこ

とですが、相沢五流氏の作品については、現在のところ約85点が確認されていると聞いております。もともと生まれが、多摩郡関戸村、現在の多摩市であることから多摩市では、相沢五流氏の作品、主に掛け軸が多く残されているようなのですが、それらの作品をまとめた多摩市史叢書13巻に相沢五流と言う著書名で一冊の本となって出版されております。そして、その本の最初の作品紹介、開きますと一番最初に稲城市の常楽寺の飛天図が紹介されておりますので、かなり近隣市からもこちらの常楽寺の飛天図は高い評価を得られていると捉えてよろしいのかと考えております。

富士講につきまして、都内または近隣市ということですが、こちらのほうもいろいろ調べましたところ、最初は指定がないかと、ホームページ等しか調べてなかったんですが、改めてこちらの東京都の文化財総合目録で調べましたところ、幾つかやはりございまして、23区のうちでは12区、12の特別区が富士講の道具であったり、文書資料あるいは、絵馬、富士塚を自治体としているということで、しておりました。特に最近では、江戸川区が本年7月2日に無形民俗文化財として、富士山の開山式に合わせて区内の富士塚を参拝するという古くからの行事について指定されたものがございました。また、ほかの市については、富士講の風俗監修ということでやはり無形文化財ということで武蔵村山市で平成13年の12月に、また武蔵野市では、富士講の史跡ということで昭和47年3月に指定されておりました。

以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 よく分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。  
ほかに。  
澁谷委員。

澁谷委員 全体的なことでお尋ねしたいと思います。

昨年度は、神社の本殿を指定したということで今年度は、このような天井画ですとか、富士講関連の資料というふうになっているわけですが、今年度これを有形文化財に指定するというに至った経緯と、今後どのような方向性で文化財を指定していこうと思っているか分かる範囲で結構ですからお聞かせいただけたらと思います。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長　今回こちらの2点の市の指定文化財に指定を候補といたしました経緯には、一応調査というものがあまして、それが大体30年、31年度に終わったということで、ある程度こちらのほうで、それぞれ一つ一つを調査カードにまとめて、でき上がった物から順番に今回貴重な資料であるということで、市の文化財にしておりました。公募につきましては、まだ未定ではございますが、現在もお、実は市内の市民から「こういったものがあるんだけれども貴重な、見てもらえないか」ということで今月も担当職員が行って貴重な過去の歴史的な価値の高いものだというので、ぜひこちらのほうでお預かりするというようなことで、そういった手続も進めているところでもありますので、また随時いろいろな市民の中からのそういった寄贈だとか情報提供があるので、それも併せて適切に進めていきたいと考えております。以上でございます。

教 育 長　　澁谷委員。

澁谷委員　それでは、調査が済んだものから順にとということで、例えば、建物からとかそういう順番ではないということでの理解でよろしいでしょうか。

教 育 長　　生涯学習課長。

生涯学習課長　全てがそのようなわけではないのですが、やはり歴史的な価値または、学術的な価値ということで、比べるものはちょっとできないんですけども、やはり前年度が、本殿という寺社建造物ということもありましたので、今回はこういった文化財ということでちょっとバランスを考えて担当職員が決めたということで、こちらのほうも併せて説明を受けて、それに等しい今のこのタイミングでお願いしたいということで諮問をかけたい、その旨の今回教育委員会からの諮問のご承諾を頂ければと考えております。

澁谷委員　ありがとうございました。

教 育 長　　ほかに。

( なしの声あり )

教 育 長　　ほかに質疑がないようですので、以上で質疑は終結いたします。  
これより、第28号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教 育 長 挙手全員であります。よって第28号議案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6報告事項です。

本日の報告は、1件です。

報告事項「稲城市立中学校に関する調査結果の報告について」は、個人に関する案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって報告事項は、秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退室を求めます。

暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。指導課長は残る。

(これより日程第6報告事項第は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて日程第6報告事項の秘密会は終了)

( 暫時休憩 )

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時01分閉会)